

諮問事項3：「別府処理区の取り扱い」に関する意見のとりまとめ

令和3年11月29日の第2回の瑞穂市上下水道事業審議会において、以下の諮問事項3について審議いただいた。

諮問事項3：別府処理区の取り扱い

別府処理区の取扱いは、以下に示す2つの(案)のいずれかにすることを想定している。

(案)	取り扱い
案1	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の分担金条例を存続する。 ・分担金の未納者が公共下水道に接続する際には、分担金条例に従い15万円を負担いただく。
案2	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の分担金条例を廃止し、公共下水道の受益者負担金を一律賦課する。 ・分担金を納付済の区画は、減免とする。

審議の結果、以下の3つの意見が示された。

(意見1) 公共下水道編入後の負担金・分担金の取り扱い

- ・「公共下水道編入後の負担金・分担金の取り扱い」については、土地の利用状況により負担金単価を使い分ける案3（案1と案2のハイブリッド）という考え方もあるのではないか。

(意見2) 別府処理区に受益者負担金条例を適用する時期

- ・「別府処理区に受益者負担金条例を適用する時期」については、受益者負担金条例が制定された後に、新築した家屋に対する「負担金・分担金の取り扱い」についても検討すべきではないか。

(意見3)

- ・案1について、公共下水道区域編入後も、現在の分担金条例を存続することが可能か。

示された意見についての課題を以下に示す。

(意見1) 公共下水道編入後の負担金・分担金の取り扱い

土地の利用状況により負担金単価を使い分ける案3(案1と案2のハイブリッド)として、「別府処理区以外の区域と同様、基本的には土地面積に190円/m²を乗じた額を賦課するが、コミュニティ・プラントに未接続の家屋のみ15万円を賦課する」というもの。

課題としては、公共下水道に移管され新たな受益者負担金の制度を設ける。新制度において15万円の金額に根拠がない。土地の利用状況として、基準日(コミ・プラ供用開始時)に家屋があったが取り壊した場合の取扱いとして、「負担額」を案1(15万円)、案2(土地面積に190円/m²を乗じる)のどちらとするか。「負担の時期」を接続の有無にかかわらずとするのかの、3点がある。

(意見2) 別府処理区に受益者負担金条例を適用する時期

公共下水道に移管後の別府処理区の負担金・分担金を案2(土地面積に190円/m²を乗じる)とするのであれば、受益者負担金条例が確定した段階で、コミュニティ・プラントに接続する場合も、今の分担金の15万円ではなく、公共下水道の受益者負担金の単価(190円/m²)にすべきではないか。

公共下水道の受益者負担金の単価を賦課するためには、別府処理区が公共下水道区域であることを公告する必要がある。そのためには別府処理区に都市計画法の事業認可の適用し、下水道法の事業計画を策定する必要がある、これらの作業は整備直前に取得・策定することとされており、現時点では令和7～8年度を予定している。受益者負担金条例の確定までに法定手続きが完了する可能性はあるが、受益者負担金の賦課対象地域の告示は、第1期事業計画区域について供用開始時点としているため、別府処理区だけ供用開始前に告示することは不整合となる。

(意見3)

コミュニティ・プラント施設が廃止されても、現在の分担金条例をそのまま残すことは可能である。

参考までに表1に案1とした場合の分担金徴収総額と案2とした場合の負担金徴収総額の概算結果を示す。

表1 負担金・分担金徴収額の概算結果

(未接続件数カウント、土地面積家屋数按分)

項目	単位	案1の場合	案2の場合
別府処理区内の賦課対象面積	ha	76.33	
全家屋数	戸	1,190	
未接続件数	戸	553	
未接続の土地面積(家屋数按分)	ha	35.47	
未接続1戸あたりの土地面積	m ² /戸	641	
負担金(分担金)単価	万円/戸, 円/m ²	15	190
1戸あたりの平均徴収額	万円/戸	15	12
総徴収額	百万円	83	67

表2 各案の土地の利用状況に応じた負担金・分担金の賦課と課題

区分		土地の利用状況			課題等
		家屋が設置済		家屋が未設置	
		コミ・プラに 接続済	コミ・プラに 未接続	田畑、駐車場、 雑種地等	
案1	現在の分担金 条例を存続	・徴収済	・接続時に15万円	・接続時に15万円	・別府処理区以外の負担金よりも接続時の負担額が高くなるケースが多い
案2	分担金条例を 廃止し、公共 下水道の負担 金条例を適用	・100%減免	・公共下水道に移管後(R12年ごろ)、 接続する・しないに関わらず 190円/m ² ×土地面積	・徴収猶予の対象でない土地は、 公共下水道に移管後(R12年ごろ)、 接続する・しないに関わらず 190円/m ² ×土地面積	・コミ・プラの負担金 15万円納付済の方から不満、苦情が生じる恐れがある
案3	案の2をベー スとして、家 屋の設置状況 により負担額 を変える		・公共下水道に移管後(R12年ごろ)、 接続する・しないに関わらず 15万円		・公共下水道移管後に 算定根拠のない15 万円の金額を採用す ることの疑義がある